

平成27年鞍手町議会第1回定例会会議録（第1号）						
平成27年 3月4日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議			議 長		
	平成27年 3月4日 午後1時00分			川野高實		
	閉 会 開 議			議 長		
	平成27年 3月4日 午後2時19分			川野高實		
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	宇田川亮	出欠
	2	須山由紀生	出欠	12	岡崎邦博	出欠
	3	星正彦	出欠	13	栗田幸則	出欠
	4	—	出欠			
	出席 12人	5	田中二三輝	出欠		
	欠席 0人	6	原哲也	出欠		
	欠員 1人	7	川野高實	出欠		
		8	須藤敏夫	出欠		
		9	久保田正之	出欠		
	10	武谷保正	出欠			
会議録署名 議員	11	宇田川亮		12	岡崎邦博	

職出 務席	議会事務局長	渡辺智文	出欠	議会事務局長補佐	武谷朋視	出欠
	町長	徳島眞次	出欠	会計課長	白石秀美	出欠
	副町長	阿部哲	出欠	建設課長	森茂樹	出欠
	教育長	水摩幸隆	出欠	政策推進課長	三戸公則	出欠
	総務課長	藤原光徳	出欠	地域振興課長	立石一夫	出欠
	福祉人権課長	守田純子	出欠	上下水道課長	原敏勝	出欠
	税務住民課長	久保田隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康課長	長友浩一	出欠
	地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名					
議事日程	別紙のとおり					
付議事件	別紙のとおり					
会議経過	別紙のとおり					

平成27年第1回鞍手町議会定例会議事日程

3月4日 午後1時開議

第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 鞍手町土地開発公社の平成26年度事業結果及び決算の報告並びに清算終了の報告
- 日程第4 人権擁護委員候補者の推薦に関する協議
- 日程第5 議案第1号 鞍手町固定資産評価審査委員の選任
- 日程第6 議案第2号 鞍手町固定資産評価審査委員の選任
- 日程第7 議案第3号 過疎地域自立促進計画の変更
- 日程第8 議案第4号 議会の議決事件に関する条例
- 日程第9 議案第5号 鞍手町教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例
- 日程第10 議案第6号 鞍手町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例
- 日程第11 議案第7号 鞍手町表彰条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第8号 鞍手町課室設置条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第9号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第10号 鞍手町行政手続条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第11号 鞍手町職員定数条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第12号 鞍手町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第13号 鞍手町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第14号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第15号 鞍手町特別職職員退職手当支給条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第16号 鞍手町特別職職員退職手当支給条例等の特例を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第17号 鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第18号 鞍手町職員退職手当基金条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第19号 鞍手町土地開発基金条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第20号 鞍手町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第21号 鞍手町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第26 議案第22号 鞍手町営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 日程第27 議案第23号 鞍手町改良住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第28 議案第24号 鞍手町保育所設置条例の一部を改正する条例
- 日程第29 議案第25号 鞍手町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第30 議案第26号 鞍手町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第31 議案第27号 鞍手町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の特例を定める条例を廃止する条例
- 日程第32 議案第28号 鞍手町特別職の職員の給与に関する条例等の特例を定める条例を廃止する条例
- 日程第33 議案第29号 鞍手町特別職の職員等の期末手当の特例に関する条例を廃止する条例
- 日程第34 議案第30号 鞍手町一般職職員等の給与の特例に関する条例を廃止する条例
- 日程第35 議案第31号 平成26年度鞍手町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第36 議案第32号 平成26年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)
- 日程第37 議案第33号 平成26年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第38 議案第34号 平成26年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第39 議案第35号 平成26年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算(第2号)
- 日程第40 議案第36号 平成26年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第41 議案第37号 平成26年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計補正予算(第2号)
- 日程第42 議案第38号 平成27年度鞍手町一般会計予算
- 日程第43 議案第39号 平成27年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第44 議案第40号 平成27年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第45 議案第41号 平成27年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算
- 日程第46 議案第42号 平成27年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算
- 日程第47 議案第43号 平成27年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算
- 日程第48 議案第44号 平成27年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算
- 日程第49 議案第45号 平成27年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計予算
- 日程第50 議案第46号 平成27年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計予算
- 日程第51 議案第47号 平成27年度鞍手町水道事業会計予算
- 日程第52 議案第48号 鞍手町道路線の認定
- 日程第53 議案第49号 鞍手町営葬斎場の指定管理者の指定
- 日程第54 議案第50号 鞍手町衛生センターの指定管理者の指定

平成27年3月4日（第1日）

開議 13時00分

○議長 川野 高實君

只今から、平成27年第1回鞍手町議会定例会を開会します。

まず、町長より提出されております鞍手町保有仕組債の状況報告書、専決処分の報告書及び工事請負契約状況報告書と、監査より提出されております例月現金出納検査報告書及び定期監査結果報告書をお手元に配布していますのでご確認下さい。

これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において11番議員 宇田川亮君及び12番議員 岡崎邦博君を指名します。

次に、日程第2 会期の決定を議題とします。

今期定例会の会期は、本日から3月19日までの16日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって会期は、本日から3月19日までの16日間に決定しました。

次に進みます。

日程第3 鞍手町土地開発公社の平成26年度事業結果及び決算の報告、並びに清算終了の報告を議題とします。

町長の報告を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

この件は、政策推進課長に報告をさせます。

○議長 川野 高實君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

町長に代わりまして、鞍手町土地開発公社の平成26年度事業結果の概要及び清算終了についてご報告いたします。

まず、これからのご報告の前提としまして、鞍手町土地開発公社の解散までの経過をご報告いたします。

鞍手町土地開発公社は、昨年5月14日の臨時議会におきまして解散議案を議決いただきましたことを受け、同年5月29日付けで県知事に対し解散の認可を申請いたしました。

それから約1ヵ月間が過ぎ、県知事から解散の認可が下りましたので、同年6月30日付けで解散となりました。

解散しました時点で、土地開発公社の事業は打ち切りとなりますので、昨年の4月1日か

ら6月30日までの、丁度3ヵ月間を平成26年度の事業期間として決算としています。

それでは、平成26年度事業結果からご報告いたします。

お手元に配布しております、平成26年度鞍手町土地開発公社決算書の1頁をお開き下さい。

1頁は、平成26年度の事業報告書です。

(1)の総括事業ですが、平成26年3月27日に開催しました土地開発公社の理事会におきまして、公社の解散について同意を得たことを受け、解散に向けた諸手続きを進めるため、平成26年度におきましては、事業を一切実施しておりません。

(2)の理事会議決事項ですが、平成26年5月15日に紙上開催をした理事会におきまして、平成26年第7号議案の平成25年度決算の承認について議決いただいております。

2頁をお開き下さい。

左側の(1)事業収入に関する事項です。

事業外収益として、受け取り利息が12万5,250円となっております。

右側の(2)の事業費に関する事項です。

販売費及び一般管理費が5万6,500円となっております。

3頁をご覧下さい。

左の財産目録ですが、基本財産として鞍手町出資金500万円となっております。

右の欄の損益計算書ですが、販売費及び一般管理費と事業外収益を調整した6万8,750円が当期純利益となっております。

4頁をお開き下さい。

貸借対照表です。

試算の部として、現金預金1億1,472万5,168円。

公有用地0円。固定資産の長期定期預金500万円を合わせた試算の合計は1億1,972万5,168円となっております。

負債の部は、未払金、短期借入金ともに0円で、負債合計0円となっております。

次に、資本の分は、基本財産500万円に前期繰越準備金1億1,465万6,418円と、当期純利益6万8,750円を合わせた資本の合計が1億1,972万5,168円となり、負債資本合計が1億1,972万5,168円となっております。

5頁をお開き下さい。

キャッシュ・フロー計算書です。

この計算書は、貸借対照表と損益計算書を補完するもので、一会計期間における現金の増減を示した計算書です。

計算書の右下欄に記載しております、6、現金及び現金同等物、期末残高と、4頁、貸借対照表の流動資産の(1)現金預金が1億1,472万5,168円で一致することとなっております。

以上が平成26年度鞍手町土地開発公社の決算報告です。

次に、清算結了についてご報告いたします。

土地開発公社は、昨年の6月30日に解散いたしまして、その後は清算手続きを進めてまいりました。

具体的には、公社の根拠法令である公有地の拡大の推進に関する法律の定めによる、債権の取り立てと債務の弁済です。

債務の弁済におきましては、元々公社には債務が存在しないと認識しておりましたが、法の定めに基づきまして、官報公告に公社が解散した旨と債権者は申し出る必要がある旨を掲載しました。

結果、債権者の申し出はありませんでしたが、官報公告への掲載費用としまして9万3,952円を支出いたしました。

一方、債権の取り立てにつきましては、学校法人国際電子整備学園に対しまして10億9,356万4,637円の損害金を取り立てる必要がございましたが、昨年5月の臨時議会におきましてご説明いたしましたとおり、弁護士に依頼して損害金請求訴訟を起し、全額を請求するとなりますと、訴訟費用だけで約8千万円掛かるということでしたので、一部である200万円を請求するということで、訴訟を提起いたしました。

訴訟の結果、訴えが認められましたので、その後は財産の強制執行手続きに移りましたが、裁判所の執行官から、財産が存在しないとの理由で執行不能との結論が出されましたので、債権の取り立てにおける収入はありませんでした。

尚、弁護士に委託した訴訟費用と強制執行の手続き費用はお支払いする必要がありますので、その費用として36万1,158円を支出いたしました。

また、昨年4月から、先月の清算結了までの11ヵ月間の法人町民税といたしまして4万5,800円を鞍手町に納めました。

その外、諸手続きのための登記簿の取得や郵便料、振込手数料等がありましたので、それまでの合計として8,108円を支出しております。

これらを合計しますと、支出としましては50万9,018円となります。一方で収入の方は、損害金請求による収入はなかったものの解約利息を含めまして、預貯金から利息収入がありましたので、合計で10万9,158円が入ってきております。

清算を開始した時点での財産は1億1,972万5,168円でしたので、収入を加え、支出を差し引いた後の財産は1億1,932万5,308円となり、これが残余財産となりました。

残余財産につきましては、公有地の拡大の推進に関する法律第22条第2項及び、土地開発公社の定款第26条第2項の規定に基づき、出資団体である鞍手町に帰属することとされておりますので、2月18日に全額を町に帰属しております。

これにより、清算に関する諸手続きが完了いたしましたので、2月20日に清算人会を開き、清算報告書の承認を以って、同日付で清算が結了いたしております。

以上が、清算結了の報告です。

尚、平成26年度決算の報告は、土地開発公社の清算人会におきまして承認されており、清算終了につきましても、土地開発公社の清算人会におきまして了承をされております。

以上が報告でございますが、詳細はお手元にお配りしております関係書類をご参照いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長 川野 高實君

これで報告を終わります。

次に、日程第4 人権擁護委員候補者の推薦に関する協議を議題とします。

別紙のとおり、議会の意見を求められています。

これから質疑を行います。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議について、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議については、会議規則第38条 第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって人権擁護委員候補者の推薦に関する協議については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議について原案を適当と認め、原案どおり決定し、通知することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって原案を適当と認めることに決定しました。

次に、日程第5 議案第1号及び日程第6 議案第2号の2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第5 議案第1号及び日程第6 議案第2号の2件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第5 議案第1号及び日程第6 議案第2号は、鞍手町固定資産評価審査委員の選任であります。

鞍手町固定資産評価審査委員3名のうちの2名、許斐善憲氏及び添田東輝氏の任期が、平成27年3月15日をもちまして満了となるため、後任の委員として土橋幸夫氏及び黒瀬博樹氏を新たに選任するものであります。

任期は、平成27年3月16日から平成30年3月15日までの3年間であります。

なお、別紙で略歴書を添付しておりますので、ご参照ください。

以上が、日程第5 議案第1号及び日程第6 議案第2号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 川野 高實君

これから質疑を行います。

議案第1号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第2号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第1号及び議案第2号は、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第1号及び議案第2号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

議案第1号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第2号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第1号 鞍手町固定資産評価審査委員の選任を採決します。

本案について、これに同意することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第1号は同意することに決定しました。

次に、議案第2号 鞍手町固定資産評価審査委員の選任を採決します。
本案について、これに同意することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第2号は同意することに決定しました。

次に、日程第7 議案第3号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第7 議案第3号は、過疎地域自立促進計画の変更であります。

本計画の変更は、過疎地域からの自立促進を推進するため、新たな事業の追加等を行うものであります。

今回の変更の主なものは、計画区分の3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進において、既に計画に記載している道路改良工事等のうち、4路線で区間の延長等を行うほか、くぬぎ崎橋架替工事及び橋梁長寿命化事業を追加するものです。

また、区分6の医療の確保においても過疎地域自立促進特別事業の対象事業として 子ども医療費支給事業を新たに追加するものであります。

以上が、日程第7 議案第3号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願いいたします。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第8 議案第4号から日程第10 議案第6号までの3件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第8 議案第4号から日程第10 議案第6号までの3件について、一括して提案説明を申し上げます。

日程第8 議案第4号は、議会の議決事件に関する条例であります。

本条例は、国の地域主権改革の下、平成23年5月に地方自治法の一部を改正する法律が公布され、総合計画における基本構想策定の法的義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかは市町村の判断に委ねられることとなりました。

平成27年度末をもって、現在の第4次総合計画が終了し、平成28年度以降の新たな第5次総合計画を策定することとしておりますが、策定するにあたり、基本構想について議会の議決事件とするため制定するものであります。

次に、日程第9 議案第5号は、鞍手町教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例であります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律により、教育長に新たに職務専念義務が規定されたことに伴い、教育長の職務専念義務の特例及び勤務時間並びに休暇等に関し、必要な事項を定めるため制定するものであります。

次に、日程第10 議案第6号は、鞍手町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例であります。

子ども・子育て支援法に基づく、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額は、政令で定める額を限度とし、保護者世帯の所得状況等を勘案して定める必要があるため、制定するものであります。

以上が、日程第8 議案第4号から日程第10 議案第6号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第11 議案第7号から日程第22 議案第18号までの12件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第11 議案第7号から日程第22 議案第18号までの12件につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第11 議案第7号 鞍手町表彰条例の一部を改正する条例、日程第15 議案第11号 鞍手町職員定数条例の一部を改正する条例から、日程第20 議案第16号 鞍手町特別職職員退職手当支給条例等の特例を定める条例の一部を改正する条例までの6件及び日程第22 議案第18号 鞍手町職員退職手当基金条例の一部を改正する条例の計8件につきましては、ともに関連がありますので、一括してご説明申し上げます。

この8件の条例改正につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行されることに伴い、従来の教育委員長と教育長が一本化され、新たな教育長が設置されることから、各条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第12 議案第8号は、鞍手町課室設置条例の一部を改正する条例であります。

本条例は、鞍手町土地開発公社解散及び清算終了に伴い、土地開発公社に関する所掌事務規定を本条例から削除するため改正を行うものです。

なお、本条例につきましては、昨年12月定例議会におきまして一部改正し、本年4月1日から施行されることとなっておりますが、その一部改正条例の施行より前に改正する必要があることから、12月定例議会での本条例の一部を改正する条例の一部を附則で改正するものであります。

次に、日程第13 議案第9号は、鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例であります。

鞍手町の附属機関に、新たに設置される機関及び廃止される機関が生じたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第14 議案第10号は、鞍手町行政手続条例の一部を改正する条例であります。

行政手続法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、行政指導の中止等の措置をとることとする手続きが制度化されるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第21 議案第17号は、鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正する条例であります。

国家公務員退職手当法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、退職手当の調整額等が改正されるため、本条例の一部を改正するものであります。

以上が、日程第11 議案第7号から日程第22 議案第18号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第23 議案第19号から日程第30 議案第26号までの8件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第23 議案第19号から日程第30 議案第26号までの8件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第23 議案第19号は、鞍手町土地開発基金条例の一部を改正する条例であります。鞍手町土地開発公社解散及び清算終了に伴い、基金を処分し土地を取得する際の資金に充てることができる要件のうち、土地開発公社に関する規定を削除するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第24 議案第20号は、鞍手町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例であります。

子育て支援の一環として、乳幼児医療費支給制度の対象年齢を上げるもので、通院で就学前から小学6年生まで、入院で就学前から中学3年生までとするため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第25 議案第21号は、鞍手町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例であります。

児童福祉法及び鞍手町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部改正に伴い、この条例を引用しております、本条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第26 議案第22号 鞍手町営住宅管理条例の一部を改正する条例及び日程

第 27 議案第 23 号 鞍手町改良住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例であります。

入居者の共通の利益を図るため、特に必要がある浄化槽の使用料を入居者より徴収するため、この 2 つの条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第 28 議案第 24 号は、鞍手町保育所設置条例の一部を改正する条例であります。

児童福祉法の改正により、保育費用の徴収根拠規定が削除されたため、本法の規定を引用している条項を削除するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第 29 議案第 25 号は、鞍手都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例であります。

鞍手町土地開発公社解散及び清算終了に伴い、負担金の減免規定から土地開発公社に関する規定を削除するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第 30 議案第 26 号は、鞍手町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例であります。

鞍手町立浮洲公園野球場の貸与申請があり、これを貸与するため本条例の一部を改正するものであります。

以上が、日程第 23 議案第 19 号から日程第 30 議案第 26 号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第 31 議案第 27 号から日程第 34 議案第 30 号までの 4 件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第 31 議案第 27 号から 日程第 34 議案第 30 号までの 4 件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第 31 議案第 27 号は、鞍手町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の特例を定める条例を廃止する条例であります。

この条例に規定する監査委員の報酬の特例を定めた年度が、すでに経過しているため、本条例を廃止するものであります。

次に、日程第 32 議案第 28 号は、鞍手町特別職の職員の給与に関する条例等の特例を定める条例を廃止する条例であります。

常勤の特別職及び教育長の給与月額の特例を定めた期間が、すでに経過しているため、本条例を廃止するものであります。

次に、日程第 33 議案第 29 号は、鞍手町特別職の職員等の期末手当の特例に関する条

例を廃止する条例であります。

この条例に規定する特別職の期末手当の特例を行う支給年月がすでに経過しているため、本条例を廃止するものであります。

次に、日程第34 議案第30号は、鞍手町一般職職員等の給与の特例に関する条例を廃止する条例であります。

一般職の職員及び水道事業企業職員の給与の特例を定めた期間がすでに経過しているため、本条例を廃止するものであります。

以上が、日程第31 議案第27号から日程第34 議案第30号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第35 議案第31号から日程第41 議案第37号までの7件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第35 議案第31号から日程第41 議案第37号までの7件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第35 議案第31号は、平成26年度鞍手町一般会計補正予算第5号であります。

本補正予算は、国が人口減少対策として地方創生を最重要課題と位置づけ、昨年11月にまち・ひと・しごと創生法を制定し、今国会において、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策として、約3兆1,180億円の平成26年度一般会計補正予算を2月3日に成立させました。

この補正予算の中に、新たに地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を造成し、地域消費喚起・生活支援や、まち・ひと・しごとの創生に向けた総合戦略を先行的に実施するための関係予算などを計上しています。

本町におきましては、地域消費喚起・生活支援型予算として3,174万1千円、地方創生先行型予算として3,457万6千円、合計6,631万7千円の交付金の内示を受けております。

まず、地域消費喚起・生活支援型予算3,174万1千円の交付金につきましては、鞍手町商工会を通じて20%のプレミアム分がついた商品券を、2億2,000万円分を発行することとともに、平成27年度から子育て支援の一環として、乳幼児医療費支給制度の対象年齢を上げるもので、通院で就学前から小学6年生まで、入院で就学前から中学3年生までの拡大に取り組むこととして、関連予算を計上しておりましたが、この交付金の対象事業として前倒し、本補正予算に計上しております。

また、地方創生先行型予算として 3, 457万6千円の交付金につきましても、鞍手町版 人口ビジョン・総合戦略の策定事業費をはじめ、空き家バンク事業、移住定住促進事業、まちおこし事業などに取り組むための事業費予算を計上しております。

なお、この交付金に伴う事業予算 9, 797万3千円につきましては、繰越明許費として平成27年度へ繰り越すこととしております。

そのほかの補正といたしましては、鞍手町土地開発公社の解散、清算終了に伴い、町出資金 500万円と残余財産として1億1, 432万5, 308円を財産収入として受け入れ、町出資金以外の残余財産を、鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計へ繰り出すこととしております。

また、これまでに実施した事業費の確定等により国・県支出金、町債及び財政調整基金への繰入金等の補正を行っております。

そしてこれらの補正要因を調製し、歳入歳出それぞれ1億1, 698万1千円追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ79億6, 351万7千円としております。

次に、日程第36 議案第32号は、平成26年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第5号であります。

本補正予算は、保険給付費の療養費及び共同事業交付金の追加と共同事業拠出金の減額に伴い、国庫支出金、県負担金などの補正要因を調製し、歳入歳出それぞれ554万8千円を減額し、予算総額を、歳入歳出それぞれ24億4, 073万4千円としております。

次に、日程第37 議案第33号は、平成26年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号であります。

本補正予算は、後期高齢者医療保険料収入と保険基盤安定に係る繰入金の減額に伴い、広域連合納付金などの補正要因を調製し、歳入歳出それぞれ424万3千円を減額し、予算総額を、歳入歳出それぞれ2億4, 065万9千円としております。

次に、日程第38 議案第34号は、平成26年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第4号であります。

本補正予算は、遠賀川下流域下水道事業建設費の補正予算に伴う減額及び不用額が確定した事業の減額などの補正要因を調製し、歳入歳出それぞれ1, 343万8千円を減額し、予算総額を、歳入歳出それぞれ7億8, 621万6千円としております。

次に、日程第39 議案第35号は、平成26年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算第2号であります。

本補正予算は、鞍手町土地開発公社の解散、清算終了に伴う残余財産分を本会計に繰り入れ、鞍手町かんがい施設維持管理運営基金に積み立てることとして補正を行っております。

歳入歳出それぞれ1億1, 432万5千円を追加し、予算総額を、歳入歳出それぞれ2億6, 635万5千円としております。

次に、日程第40 議案第36号は、平成26年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算第3号であります。

本補正予算は、歳入におきまして、基金の積立を継続したことによる預金利息の増額及び開発申請確定測量の補償費増額分を計上しております。

また、歳出におきましては、旅費、需用費、役務費、委託料及び使用料の不用額を減額し、解体工事で調整をさせて頂いております。

歳入歳出それぞれ836万8千円を追加し、予算総額を、歳入歳出それぞれ6億7,366万8千円としております。

次に、日程第41 議案第37号は、平成26年度地方独立行政法人くらはて病院貸付金特別会計補正予算第2号であります。

本補正予算は、くらはて病院の空調設備の整備事業費が入札により減額となったことに伴い、貸付金を1,000万円減額するとともに、その財源についても減額、組み替え等の補正を行うものです。

歳入歳出それぞれ1,000万円を減額し、予算総額を、歳入歳出それぞれ2億6,704万9千円としております。

以上が、日程第35 議案第31号から日程第41 議案第37号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第42 議案第38号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第42 議案第38号は、平成27年度鞍手町一般会計予算であります。

提案するにあたりまして、国の動向や経済情勢を踏まえ、私が公約として掲げております2つの目標、9つの柱に沿って、これまでの約2年間の取り組みを述べながら、平成27年度の町政運営の基本姿勢と予算内容の概略を説明させていただきます。

平成26年度の補正予算第5号の提案説明の時にも少し触れましたが、国は、急速な人口減少と東京一極集中を是正し、地方の崩壊に歯止めをかけ、地方を蘇らせるとして、まち・ひと・しごと創生法を昨年11月に制定しました。

この法律に基づき、国においては長期人口ビジョン、総合戦略を策定し、地方創生に取り組むこととしています。

この国の政策に合わせて、都道府県及び市町村にも地方版人口ビジョン、地方版総合戦略の策定を求めています。

本町におきましても、幅広い分野から委員を選任し、仮称鞍手町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会を早急に立ち上げ、総合戦略を策定し、鞍手町の創生、活性化に取り組んで参ります。

また、鞍手町の最上位計画である第4次総合計画が、平成27年度で10年目の最終年度となります。

第4次総合計画のこれまでの取り組みを検証しつつ、平成28年度以降の新たな総合計画の策定に着手して参ります。

また、この他にも都市計画マスタープランの見直しを行うこととしており、平成27年度は、鞍手町のまちづくりの方向性を決める重要な年度となっております。

これらの策定にあたっては、農、工、商の各分野をはじめ、専門的な知識を有される方や広く住民の方々のご意見を伺いながら策定していきたいと思っております。

また、国の経済財政運営を見ますとアベノミクスにより株価、経済成長率、企業業績及び雇用率等多くの経済指標は著しい改善を見せています。

国は景気回復を減退させるわけにはいかないとして、消費税率10%の引き上げを平成29年度に延期しています。

これにより子育て支援、医療、介護などの社会保障費財源が不足することとなりますが、国は可能な限り実施していくとしております。

去る2月3日、国は3兆1,180億円の平成26年度補正予算を成立させ、平成27年度一般会計予算9兆6,420億円についても国会で審議が行われておりますが、いずれも地方創生を最重要課題と位置づけ予算確保に努めております。

本町におきましても、平成26年度補正予算第5号に平成27年度に計上する予算の一部を前倒しつつ、平成27年度予算に鞍手町の創生と活性化に取り組むための、所要の措置をしております。

そこで、私が掲げております2つの目標、9つの柱に沿って、平成27年度の町政運営の基本姿勢を説明したいと思います。

まず、鞍手町を魅力ある、住みたい町へを目標とする4つの柱についてであります。

第1は、子育て支援と教育振興であります。

この柱は、これからの町づくりにおいて、安心して出産し、育児ができる環境づくりと、子どもたちが生活する家庭、地域社会、学校におけるより良い教育環境が一体となって醸成されるよう、教育の振興に取り組むことを掲げたものであります。

町長に就任以来、子育て支援につきましては、平成25年度から鞍手町立保育所の開所時間の見直しや、風しんワクチン無料化などに取り組んで参りました。

先に述べましたように、平成27年度からは、さらなる子育て支援策として、乳幼児医療費支給制度の対象年齢を引上げ、通院で就学前から小学6年生まで、入院で就学前から中学3年生までに拡大いたします。

また、幼稚園の就園奨励金制度を導入するとともに、本年度策定した鞍手町子ども・子育て支援事業計画に基づき、病児、病後児保育事業を実施いたします。

その他、まち・ひと・しごと創生法に基づく鞍手町版総合戦略を平成27年度内に策定し、若い世代が結婚、出産、子育てに希望が持てる施策に取り組めます。

さらに、義務教育においては、小学校及び中学校の学習アシスタント事業などをさらに拡充し、児童生徒の学習環境の充実に取り組みます。

地方教育行政においては、その責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図る等の改革を行うことを目的に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、本年4月から施行されます。

この改正により、新たに総合教育会議が設置され、教育委員会と首長が教育行政に関する大綱の策定、重点的に講ずべき教育施策、緊急の場合に講ずべき措置等に関し協議、調整を行うことになりました。

早急に大綱を策定するとともに、教育委員会と協議、調整を行いながら、児童生徒に充実した学習環境を提供し、魅力ある学校づくりに努めていきたいと考えております。

中学校は、4月から鞍手町立鞍手中学校として開校いたしますが、町内6小学校につきましては、適正規模、適正配置に課題が残っております。

本年1月27日に文部科学省は、約60年ぶりに公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引を見直し、公表しました。

小学校のあり方については、児童の教育環境の充実を最重要課題と考えながらも、地域コミュニティの核として存在意義も重要視しなければなりません。

この小学校のあり方については、平成27年度から、その検討、協議する組織の編成及びその進め方について、保護者をはじめ広く地域住民のご意見を伺いながら慎重に進めてまいりたいと考えております。

次に第2は、雇用促進であります。

この柱は、鞍手インターチェンジや遠賀川渡河橋などの新たなインフラを生かした企業誘致を進め、雇用促進に取り組むことを掲げたものであります。

町長に就任以後、中山西区用地に3つの企業を誘致し、さらに昨年12月にも、中山用地に和菓子製造会社北九食品加工有限会社を誘致することができ、新たな雇用創出に努めております。

さらに平成27年度は、地方創生先行型交付金を活用し、国の認定を受けた創業支援事業の中で、起業セミナー等を開催しながら、新たな創業、起業の支援に取り組んでまいります。

次に第3は、地場産業の活性化であります。

この柱は、企業誘致を進めていくとともに、商工会やJAとの連携を密にしながら、地場の商店や工業の浮揚、付加価値の高い、鞍手ブランド作物の開発と流通ルートを開拓し、地場産業の活性化に取り組むことを掲げたものであります。

平成25年10月に武雄市を中心とした、日本自治体等連合シンガポール事務所運営協議会に加入し、昨年8月にシンガポールにおいて、本町の特産品である巨峰ブドウの展示販売の開催やシンガポール国内におけるインターネット販売を実施し、鞍手町のPRに努めてまいりました。

この特産品の海外販路開拓事業については、外国に対するPR活動とともに、国内に対す

る特産品の認知度を引き上げる効果もありますので、平成27年度も引き続き取り組んでまいります。

その中で、平成25年12月に開設いたしました、特産品を取り扱うインターネット通販サイト KURATE s gにつきましては、この1年間の売上額に対する事業費などの費用対効果から見直しが必要と判断し、インターネット通販サイト事業につきましては、平成26年度をもって終了することといたしました。

新年度からは、各商店、店舗あるいは農産物の直売所などがインターネット通販事業に取り組む際の支援事業に転換して、農、工、商業の販売促進、活性化に取り組んでまいります。

次に第4は、自然環境と文化財の整備であります。

この柱は、農、工、商の情報などとともに、本町の自然環境や文化財の魅力を発信していくよう、条件整備に取り組むことを掲げたものであります。

本年度、観光によるまちづくりを目指し、その基本計画となる個性ある地域づくり推進計画の策定作業を進めております。この計画では、ふっくら くらて“笑顔と笑い”に満ちた観光まちづくりを基本理念とし、国や県指定の重要文化財などを活用するほか、新たな観光資源の掘り起こしを行い、農、工、商、そして地域と連携し、様々な推進事業に取り組んでまいります。

以上が、鞍手町を魅力ある、住みたい町へを目標とする4つの柱であります。

次に、鞍手町を老若男女すべての人が笑顔で暮らせる町へを目標とする5つの柱についてであります。

第1は、地域環境や住環境のインフラ整備であります。

この柱は、誰もが住みたい町であるための要素として、地域環境や住環境のインフラ整備を進めていくことが非常に重要であることから、公共下水道の普及促進、治水対策などに取り組むとともに、遠賀川渡河橋の早期供用開始、沿線道路と通学路、六田川、県道直方・宗像線の整備促進などに取り組むことを掲げたものであります。

遠賀川渡河橋につきましては、橋名が「北九鞍手夢大橋」と決定し、供用開始も今年29日と決定いたしました。

これまで待ち望まれた、遠賀川渡河橋の供用が開始され一つの区切りを迎えますが、まだ一部、用地買収が整っていないため、町道の一部が仮設路線となっております。

今後は、この用地の確保と本来の事業完了に向けて、県と歩調を合わせながら取り組んでまいります。

また、県道直方・鞍手線の道路整備促進のため、直方市と鞍手町で、一般県道直方・鞍手線道路整備促進協議会を設置し、早期完成に向け要望活動を行っております。

県道直方・宗像線の道路整備促進においても、直方市、宗像市及び鞍手町とで、主要地方道直方・宗像線道路整備促進協議会及び直方・宗像線沿線自治体連絡会議を設置し、ハードとソフトの両面から関係自治体と連携し、福岡県に対して早期完成に向け要望活動を行っております。

さらに、準用河川 六田川治水対策検討委員会を昨年3月に設置し、国土交通省 遠賀川河川事務所及び福岡県などに対し、治水対策に向けた協議を行うとともに、効率的な排水対策案の検討に入っており、今後も水害のない環境づくりに向けて努力してまいります。

地域環境や企業誘致のために必要な、インフラの整備、拡充にも引き続き努めておりますが、平成27年度においては、下水道は、中山西区、山ヶ崎、昭和通り地区の整備を進めてまいります。

次に第2は、福祉の充実であります。

この柱は、老々介護、独居老人の問題の解決や男女共同参画社会の構築などのほか、利便性や安定して継続できる財政負担などを総合的に勘案した、地域公共交通の整備などに取り組むことを掲げたものであります。

本年度から高齢者や障がい者の在宅緊急時の情報伝達手段として、救急安心カードの配布事業を行うとともに、直鞍2市2町が連携し、高齢者等徘徊SOSネットワークを構築するための協議を行っております。

認知症高齢者等の徘徊行動に対し、早期発見、保護が図れるような体制づくりに努めております。

また、高齢者や障がい者の社会参加を促すために、車椅子ごと乗降できる福祉車両を整備し、貸出事業も開始しております。

さらに、地域公共交通におきましては、高齢者の移動手段の確保及び中学生の通学方法の確保のため、乗降しやすい低床型、ノーステップバス2台とワゴン車2台を購入し、今月22日より新たな運行を開始いたします。

今後も高齢者や障がい者の福祉の向上に取り組んで参ります。

次に第3は、医療の充実であります。

この柱は、住民の皆さんが安心して医療サービスが受けられる環境整備に取り組むことを掲げたものであります。

平成25年度から鞍手町立病院を地方独立行政法人くらて病院に移行し、安定経営と医療サービスの充実のために、理事長を先頭に職員の皆さんが一丸となって努力していただいているところでありますが、さらなる医療の充実を求めています。

その結果、平成26年11月からは週2回、小児科を開設することとなったほか、本年1月からは夜間の急患にも対応できるよう医師2名による診療体制を整えたところです。

また、くらて病院につきましては、移転建て替えを含めたところで、耐震化について検討する必要があるほか、さらなる医療体制の拡充に向けた取り組みが必要であると考えております。

今後も安心、安全のまちづくりの核となり、安定経営を継続できる病院となるよう協議を進めてまいります。

次に第4は、文化を享受できる環境の整備であります。

この柱は、町内における高速光回線の整備促進などにより、情報を享受できる環境づくり

を支援していくとともに、公共施設については、効率的かつ効果的な活用が図られるよう、取り組むことを掲げたものであります。

現在、町内の高速光回線の整備については、複数の通信会社の企業努力により、徐々に拡大しつつあります。私自身も直接通信会社に対し、サービスエリア拡大に向け積極的に要望活動を行っております。

平成27年度中にも新たにエリアが拡大されることとなっており、今後もエリア拡大に向け要望活動を行ってまいります。

また、地方創生先行型交付金を活用し、平成27年度中に観光情報や防災情報の取得を容易に行えるよう、町内の主要公共施設に光回線による公衆無線LAN、いわゆるWi-Fiのアクセスポイントを設けることとしております。

公共施設の活用のうち、南北両中学校跡地の利用につきましては、中学校跡地等利用検討委員会でご審議いただき、鞍手南中学校グラウンドについては、九州女子大学附属鞍手幼稚園へ、園児の運動場として、鞍手北中学校グラウンド及びテニス場等については、折尾愛真高等学校へ、サッカー部及びテニス部の練習場として貸し出すこととしております。

また、折尾愛真高等学校につきましては、本年4月に女子硬式野球部が創部されることから、浮洲公園野球場を専用練習場としての、使用の申し入れがあり、これまでの浮洲公園野球場の利用状況や、収入状況及び今後の維持管理費等を総合的に判断し、その申し入れを受けるとして、関係条例等の整備について、議案を提出させていただいております。

これまで、公共施設につきましては、住民福祉の向上と住民ニーズに応じながら、整備されてきましたが、設置後経年劣化による老朽化等により補修や改修が発生し、その経費は年々増加することが見込まれます。

今後は、各施設の設置目的を念頭に置きながらも利用状況等や今後の維持管理などを含め、総合的な判断を行いながら、その存廃について検討してまいりたいと考えております。

第5は、町の財政健全化であります。

すべての施策は、町財政の健全化という大きな課題を克服しなければ、具体化できないものであります。

今も申しましたが、公共施設の老朽化に伴う維持管理費は、今後、町の財政に大きな影響を与えることとなります。

人口が減少する中で急速な高齢化の進展は、生産年齢世代の減少を意味し、自主財源の確保を困難にするとともに、社会保障費の増加をもたらします。

このような状況の中で、公共施設の維持管理、更新については長期的な視野に立って、計画的に取り組む必要があります。

平成27年度中には、公共施設等総合管理計画を策定するとともに新たな指針に基づいた、新地方公会計の整備を行います。

また、新地方公会計導入をさらに効果的にするために、平成28年度から予算編成を現行の科目別予算から事業別予算に組み替えるため、平成27年度からその準備作業に入ります。

活力があり、魅力あるまちづくりを推し進めることと、財政の健全化を両立させることは大変難しいことですが、投資も歳出削減も、メリハリのある大胆な取り組みが必要であると考えております。

鞍手町の文化やさまざまな資源を生かし、企業誘致や地場産業の活性化を図り、自主財源の確保に努める一方で、効率的な財政運営を行うため、行財政改革をさらに進め、経費削減に取り組んでいく考えであります。

ここからは、平成27年度鞍手町一般会計予算の編成内容を款ごとに、主なものについて述べさせていただきます。

まず、2款 総務費では、社会保障・税番号制度システム開発に伴い電算管理費で2,462万4千円、県知事、県議会議員、町議会議員及び農業委員会委員の選挙に伴い1,254万1千円を計上したことなどにより、総務費全体では、平成26年度と比較して1億3,622万3千円増となる8億8,072万7千円を計上しております。

次に、3款 民生費では、障害者自立支援事業において各種事業の充実を図り、平成26年度と比較して3,144万円増額となったことなどにより、民生費全体では、平成26年度と比較して4,699万6千円増となる、24億7,923万5千円を計上しております。

次に、4款 衛生費では、し尿処理場の経年劣化に伴う修繕料等で2,836万1千円を計上したことなどにより、衛生費全体では、平成26年度と比較して2,340万1千円増となる7億7,481万7千円を計上しております。

次に、6款 農林水産業費では、平成27年度新たに農業、農村が有する多面的機能の維持、発揮を図るため、多面的機能支払交付金事業に取り組むこととしており、その事業費として4,350万9千円を計上するとともに、活力ある高収益型園芸産地育成事業への補助費878万円を計上したことなどにより、農林水産業費全体では、平成26年度と比較して4,957万4千円増となる1億9,012万3千円を計上しております。

次に、7款 商工費では、平成26年度に小型バス等を購入し、新中学校への通学が、遠距離となる中学生の通学方法の確保を含めた、地域公共交通の運行維持の負担金が3,543万6千円増額となったことなどにより、商工費全体では、平成26年度と比較して3,352万1千円増額となる9,012万6千円を計上しております。

次に、8款 土木費では、遠賀川渡河橋整備事業に対する負担金、通学路を含む町道の改修等の事業費、西川改修に伴う、タブの木橋 架け替えの負担金及び急傾斜地崩壊対策事業費等の事業等が減額になったことなどにより、土木費全体では、平成26年度と比較して1億5,727万4千円減額となる6億6,619万8千円を計上しております。

次に、9款 消防費では、平成26年度予算に計上されていた直方鞍手広域消防事務組合の消防無線デジタル化整備事業や30m級のはしご車の更新事業費や防犯灯整備事業費が減額となったことにより、消防費全体では、平成26年度と比較して1億5,221万5千円の減額となる3億4,903万8千円を計上しております。

次に、10款 教育費では、小学校管理費におきまして剣南、古月、西川及び新延の4小

学校の屋内運動場の耐震補強等の工事費 2 億 3, 853 万 4 千円を計上しておりますが、新中学校の整備事業が完了したことなどにより、教育費全体では、平成 26 年度と比較して 3 億 1, 397 万 9 千円の減額となる 6 億 9, 735 万 1 千円を計上しております。

次に、12 款 公債費では、平成 11 年度に起債した減税補てん債等の元利償還が平成 26 年度で終了したことなどにより、公債費全体では、平成 26 年度と比較して 2, 316 万 1 千円の減額となる 6 億 4, 418 万 1 千円を計上しております。

以上が、平成 27 年度の主な施策に対する歳出予算であります。

一方、これに対する歳入につきましては、依然として地方交付税をはじめ、国、県支出金や町債などの依存財源に頼らなければならない厳しい予算構成になっております。

自主財源の主なものである町税は、景気回復の兆しがさまざまな指標に表れているとともに、予算見積もりの見直し等により、個人住民税においては、平成 26 年度当初予算と比較して 618 万 1 千円増額となる 5 億 4, 821 万 4 千円を、法人住民税においては 2, 376 万 2 千円増額となる、1 億 3, 416 万 8 千円を計上しております。

これに対します依存財源の主なものである 10 款の地方交付税につきましては、国の交付税財源が 16 兆 7, 548 億円となり、平成 26 年度と比較して 1, 307 億円、率にして 0.8% 減額となっていることから、減額が見込まれる一方、まち・ひと・しごと創生に取り組むための財政需要として、「人口減少等特別対策事業費」枠が設けられたことにより、増額要因もあることから、平成 27 年度は平成 26 年度と同額を計上しております。

消費税率 10% への引き上げが平成 29 年度からに延期されたことに伴い、地方消費税交付金の増額分が制度導入時よりも見込めなくなった状況もあります。

また、町債におきましても、新中学校統合の整備事業、急傾斜地崩壊対策事業及び防犯灯整備事業などが完了したため、4 億 6, 170 万円の減額となったほか、平成 27 年度地方債計画において税収等が増収見込みとなり、臨時財政対策債発行分の財源が平成 26 年度と比較して 19.1% 減額となったため、本町の臨時財政対策債においても減額率相当分の 3, 800 万円を減額し計上しております。

これらにより、平成 27 年度当初予算編成に伴う財源不足分 3 億 9, 818 万 5 千円については、財政調整基金から繰り入れることにより歳入歳出予算を調製しております。

その結果、平成 27 年度一般会計予算総額は、歳入歳出それぞれ 6 億 9, 730 万円としております。

これは、平成 26 年度の当初予算 7 億 4, 674 万 4 千円と比較しますと、額にして 3 億 4, 944 万 4 千円、率にして 4.82% の減額となっております。

以上のような基本的な考え、財政状況を踏まえながら、平成 27 年度当初予算を編成いたしました。

当会期中に提案する関連議案とともにご審議の上、ご協賛賜りたく、以上、平成 27 年度一般会計予算の提案にあたり、今後の町政運営の基本姿勢と、予算編成方針を申し述べ、提案説明といたします。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第４３ 議案第３９号から日程第５１ 議案第４７号までの９件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第４３ 議案第３９号から日程第５１ 議案第４７号までの９件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第４３ 議案第３９号は平成２７年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算であります。

本予算は、保険給付費の療養諸費及び高額療養費、後期高齢者支援金、共同事業拠出等の増加による国庫支出金、療養給付費交付金、県支出金などの関係項目を調整し、予算総額を、歳入歳出それぞれ２億５，０１５万２千円としております。

次に、日程第４４ 議案第４０号は平成２７年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算であります。

本予算は、後期高齢者医療保険料、保険基盤安定繰入金の増加による後期高齢者医療広域連合納付金などの関係項目を調整し、予算総額を、歳入歳出それぞれ２億５，２０７万８千円としております。

次に、日程第４５ 議案第４１号は、平成２７年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算であります。

本予算は、貸付回収金を一般会計へ繰り出すこととして、予算総額を歳入歳出それぞれ１億５，１５万８千円としております。

次に、日程第４６ 議案第４２号は、平成２７年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算であります。

本予算は、新川処理分区、古月処理分区、中山処理分区及び西川処理分区の面整備に係る工事費を主なものとして、予算総額を、歳入歳出それぞれ８億１，２４５万８千円としております。

次に、日程第４７ 議案第４３号は、平成２７年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算であります。

本予算は、町内１１ヶ所のかんがい揚排水機場の年間必要維持管理経費を主なものとして、予算総額を、歳入歳出それぞれ７，２４５万１千円としております。

次に、日程第４８ 議案第４４号は、平成２７年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算であります。

本予算は、谷山池斜樋操作場・谷山池パイプラインの施設について、年間必要維持管理経費を主なものとして、予算総額を、歳入歳出それぞれ１，０９６万円としております。

次に、日程第49 議案第45号は、平成27年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計予算であります。

本予算は、事業の完了に伴い、周辺家屋への被害状況を調査するための委託費用、並びに改良住宅移設事業に伴う周辺地域の道路等の補修工事費用等を調整し、予算総額を、歳入歳出それぞれ1,148万1千円としております。

次に、日程第50 議案第46号は、平成27年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計予算であります。

本予算は、病院事業債、過疎対策事業債の貸付け及び金融機関への償還などを主なものとして、予算総額を、歳入歳出それぞれ3億2,491万6千円としております。

次に、日程第51 議案第47号は、平成27年度鞍手町水道事業会計予算であります。

本予算は、前年度に続き厳しい経営状況の予算編成となっております。

予算第3条収益的収入及び支出では、水道事業収益3億6,181万4千円に対し、水道事業費用3億7,397万5千円で、差引1,216万1千円の赤字予算を計上しております。

次に、予算第4条資本的収入及び支出では、資本的収入2,065万2千円に対し、資本的支出1億372万3千円で、差引8,307万1千円の不足となりますが、不足額につきましては、当年度までの損益勘定留保資金から補填することとしております。

以上が、日程第43 議案第39号から 日程第51 議案第47号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願いいたします。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第52 議案第48号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第52 議案第48号は、鞍手町道路線の認定であります。

本路線は、鞍手町大字新延地内 路線番号540号泉水2号線で、泉水団地改良住宅移設事業の工事が完了したことから、今回町道認定するものであります。

以上が、日程第52 議案第48号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願いいたします。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第53 議案第49号及び日程第54 議案第50号の2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第53 議案第49号及び日程第54 議案第50号の2件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第53 議案第49号は鞍手町営葬斎場の指定管理者の指定及び日程第54 議案第50号は鞍手町衛生センターの指定管理者の指定であります。

両施設につきましては、施設の管理運營業務を効果的かつ効率的に行うため、平成18年10月1日より指定管理者制度を導入しております。

今回、平成22年からの5年間の指定期間が平成27年3月31日をもって満了することから、4月以降の指定管理者を選定するため鞍手町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例に基づき、指定管理の公募、選考を行った結果、鞍手町営葬斎場につきましては、宗像市の有限会社 富士サービス、鞍手町衛生センターにつきましては、町内の株式会社 タケマツ環境を指定管理者の候補者として選定しましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を得るものであります。

なお、指定期間は平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間としております。

以上が、日程第53 議案第49号及び 日程第54 議案第50号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

この際休会についてお諮りします。

明日5日から8日までの4日間を休会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日5日から8日までの4日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

閉会 14時19分